○農林水産省令第八十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年八月二十九日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一第一号中「ジョルダン」を「ヨルダン」に、「連合王国」を「英国」に改め、同表第二号中「連合王国」を「英国」に、「アルゼンティン」を「アルゼンチン」に、「ボリヴィア」を「ボリビア」に改め、同表第三号中「スリ・ランカ」を「スリランカ」に、「マレイシア」を「マレーシア」に、「連合王国」を「英国」に、「エティオピア」を「エチオピア」に、「象牙海岸共和国」を「コートジボワール」に、「エル・サルヴァドル」を「エルサルバドル」に、「グァテマラ」を「グアテマラ」に、「コスタ・リカ」を「コスタリカ」に、「セント・ヴィンセント、セント・ルシア」を「セントビンセント、セントルシア」に、「トリニダッド・トバゴ、ニカラグァ」を「トリニダード・トバゴ、ニカラグア」に、「ヴェネズエラ」を「ベネズエラ」に、「パプアニューギニア」を「パプア・ニューギニア」に改め、同表第四号中「連合王国」を「英国」に、「アルゼンティン」を「アルゼンチン」に、「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に改め、同表第五号中「チュニジア」を「チュニジア」に改め、同表第七号中「ヴィエトナム」を「ベトナム」に、「マレイシア」を「マレーシア」に、「コスタ・リカ」を「コスタリカ」に改め、同表第九号中「連合王国」を「英国」に、「チュニジア」を「チュニジア」に改める。

別表二第一号中「サイプラス、ジョルダン」を「キプロス、ヨルダン」に、「連合王国」を「英国」に、「エル・サルヴァドル、グァテマラ、コスタ・リカ」を「エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ」に、「ホンデュラス、アルゼンティン、ウルグァイ」を「ホンジュラス、アルゼンチン、ウルグアイ」に、「ボリヴィア」を「ボリビア」に改め、同表第二号中「ヴィエトナム、カンボディア」を「ベトナム、カンボジア」に、「スリ・ランカ」を「スリランカ」に、「マレイシア」を「マレーシア」に、「パプア・ニューギニア」を「パプアニューギニア」に改め、同表第三号中「パプア・ニューギニア」を「パプアニューギニア」に改め、同表第四号中「ヴィエトナム、カンボディア」を「ベトナム、カンボジア」に、「スリ・ランカ」を「スリランカ」に、「マレイシア」を「マレーシア」に、「パプア・ニューギニア」を「パプアニューギニア」に改め、同表第五号中「サイプラス、ジョルダン」を「キプロス、ヨルダン」に、「アルゼンティン、ウルグァイ」を「アルゼンチン、ウルグアイ」に、「ボリヴィア」を「ボリビア」に、「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に改め、同表第六号中「ヴィエトナム、カンボディア」を「ベトナム、カンボジア」に、「スリ・ランカ」を「スリランカ」に、「東ティモール」を「東チモール」に、「マレイシア」を「マレーシア」に、「ニュー・ジーランド、パプア・ニューギニア」を「ニュージーランド、パプアニューギニア」に改め、同表第七号中「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に改め、同表第八号中「ウルグァイ」を「ウルグアイ」に、「ボリヴィア」を「ボリビア」に改め、同表第九号中「ルクセンブルク、英国」に改め、同表第十号中「ノールウェー」を「ノルウェー」に、「ルクセンブルグ、連合王国」を「ルクセンブルク、英国」に、「アルゼンティン」を「アルゼンチン」に、「ボリヴィア」を「ボリビア」に改め、同表第十一号中「ノールウェー」を「ノルウェー」に、「連合王国」を「英国」に、「ボリヴィア」を「ボリビア」に改め、同表第十二号中「チュニジア」を「チュニジア」に、「グァテマラ」を「グアテマラ」に、「ニカラグァ」を「ニカラグア」に、「アルゼンティン」を「アルゼンチン」に改め、同表第十四号中「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に改め、同表第十六号中「サイプラス、ジョルダン」を「キプロス、ヨルダン」に、「ノールウェー」を「ノルウェー」に、「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に、「連合王国」を「英国」に、「グァテマラ」を「グアテマラ」に、「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に改め、同表の付表第二十一、第二十三及び第二十四中「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。